

広島県告示第二百七十号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定によって、次の洪水予報河川について浸水想定区域を指定する。

その浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を示した図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室、河川企画整備室及び各河川区間担当地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年三月二十一日

広島県知事 藤田雄山

一 洪水予報河川

河川の名称	河川の間	担当地域事務所建設局
二級河川黒瀬川 水系黒瀬川	左右岸 広島県呉市二級ダムから海まで	広島県呉地域事務所建設局

二 浸水想定区域の指定年月日

平成二十年三月二十一日